(2)計画工程表

(3)現場組織表

(4)主要機械

(9)交诵管理

(10) 安全管理

(11) 仮設備計画

(下線の部分は改正部分) 正 正 改 土木工事共通仕様書 土木工事共通仕様書 目 次 目 次 第1編 共通編 第1編 共通編 第1章 総則 第1章 総則 第1節 [略] 第1節 [略] 1-1-1 ~ 1-1-51 [略] 1-1-1 ~ 1-1-51 [略] 1-1-52 週休二日の対応 [新設] 1-1-53 石綿使用の有無 「新設] 第2章 ~ 第20章 [略] 第2章 ~ 第20章 [略] 工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づく提出様式「略」 工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づく提出様式「略] 参考 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 「略] 参考 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 「略] 建設副産物適正処理推進要綱の改正について「略」 建設副産物適正処理推進要綱の改正について「略」 建設工事の発注における再生資源の利用の促進について [略] 建設工事の発注における再生資源の利用の促進について [略] 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について「略」 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について「略」 土地改良事業における工事の安全対策について「略] 土地改良事業における工事の安全対策について「略] 第1編 共通編 第1編 共通編 第1章 総 則 第1章 総 則 第1節総則 第1節総則 1-1-1 ~ 1-1-4 [略] 1-1-1 ~ 1-1-4 [略] 1-1-5 施工計画書 1-1-5 施工計画書 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手 順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者 は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目 は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目 について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督 について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督 職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1)工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応 (1)工事概要 (8) 緊急時の体制及び対応

(2)計画工程表

(3)現場組織表

(4)主要機械

(9)交诵管理

(10) 安全管理

(11) 仮設備計画

改 正 後

(5)主要資材

(12) 環境対策

(6)施工方法

- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
- (7) 施工管理計画
- (14) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)
- (15) その他

2・3 [略]

1-1-6 ~ 1-1-21 [略]

1-1-22 建設副産物

1 ~ 4 [略]

5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から<u>なる</u>建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。

- 6 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、 速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 7 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、 建設汚泥<u>または</u>建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。

8 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合 は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等 の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等 に基づき確認しなければならない。

<u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見え</u> やすい場所に掲げなければならない。

- 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第7項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 10 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等 に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資 源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があっ た場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

11 [略]

1-1-23 ~ 1-1-27 [略]

1-1-28 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を<u>通じて</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
- (1) ~ (4) [略]

2 [略]

(5)主要資材

(12) 環境対策

īF

改

(6)施工方法

- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法
- (7) 施工管理計画
- [新設] (14) その他

2・3 [略]

1-1-6 ~ 1-1-21 [略]

1-1-22 建設副産物

1 ~ 4 [略]

5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から<u>成る</u>建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。

[新設]

6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

<u>7</u> [略]

1-1-23 ~ 1-1-27 [略]

1-1-28 工事完成検査

1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を<u>経由して</u>発注者に提出 しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはな らない。

(1) ~ (4) [略]

2 [略]

改 正 後

- 3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、 次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) ~ (2) [略]
- (3) 週休二日の履行状況

4・5 [略]

1-1-29 既済部分検査

- 1・2 [略]
- <u>3</u> 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、 次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (3) 週休二日の履行状況

<u>4</u>・<u>5</u> [略]

1-1-30 ~ 1-1-33 [略]

1-1-34 工事中の安全管理

- 1 ~ 8 [略]
- 9 受注者は、公衆の見<u>え</u>やすいところに工事<u>目的</u>、工事期間、工事種別、発注者名、<u>施工者名</u> 及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。

なお、標示板については、本章 1 − 1 − 39 環境対策 4 (3)に示す合法伐採木材等を使用 すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10 ~ 19 「略]

1-1-35 ~ 1-1-38 [略]

1-1-39 環境対策

- 1 ~ 3 [略]
- 4 資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物
- (1) (2) [略]
- (3)受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)」に基づき、我が国又は原産国の法令 に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材(以下「合法伐採木材等」 という。)を使用するものとする。

(4) [略]

5・6 [略]

7 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

1-1-40 「略]

1-1-41 交通安全管理

- 1 ~ 4 [略]
- 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、場所等の案内標

改正前

3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、 次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) ~ (2) [略]

「新設]

4・5 [略]

1-1-29 既済部分検査

1・2 [略]

3・4 [略]

1-1-30 ~ 1-1-33 [略]

1-1-34 工事中の安全管理

- 1 ~ 8 [略]
- 9 受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、工事種別、発注者名、受注者名 及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。

10 ~ 19 [略]

1-1-39 環境対策

- 1 ~ 3 「略]
- 4 資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物

(1) • (2) [略]

[新設]

<u>(3)</u>[略] 5·6 [略] [新設]

1-1-40 「略]

1-1-41 交通安全管理

- 1 ~ 4 [略]
- 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。

改 正 後

識、工事中の標識等の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。

<u>なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない</u> 理由があると認めた場合は、この限りではない。

6 ~ 9 [略]

10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可 または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条における制限を超えて建設機械、 資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しな ければならない。

表 1-1-3 車両の一般的制限値 [略]

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-42 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の 法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うも のとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する 法令である。

(1) ~ (71) 略

(72) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための (令和4年法律第 37号) 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

1-1-43 ~ 1-1-51 [略]

1-1-52 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代 しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

1-1-53 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。

石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第2章 材料 [略]

第3章 施工共通事項

第1・2節 [略]

改 正 前

6 ~ 9 [略]

10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条における制限を超えて建設機械、 資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しな ければならない。

表 1-1-3 車両の一般的制限値 [略]

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-42 諸法令、諸法規の遵守

受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の 法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うも のとする。

なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する 法令である。

(1) ~ (71) 略 [新設]

1-1-43 ~ 1-1-51 「略]

「新設]

[新設]

第2章 材料 [略]

第3章 施工共通事項

第1・2節 「略]

第3節 土工

改 正 後	改 正 前
第3節 土工	3-3-1 [略]
3-3-1 [略] 3-3-2 掘削工	3-3-2 掘削工 1 一般事項 (1) ~ (4) [略]
1 一般事項(1) ~ (4) [略](5)掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう	(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければ ならない。
に努めなければならない。 2・3 [略]	3-3-3 ~ 3-3-8 [略]
3-3-3 ~ 3-3-8 [略]	第4 ~ 第21 節 [略]
第4 ~ 第21節 [略]	第2編 工事別編 [略]
第2編 工事別編 [略]	
	工事請負契約、土木工事等共通仕様書等
工事請負契約、土木工事等共通仕様書等	に基づく提出様式 [略]
に基づく提出様式 [略]	
	工事関係書類一覧表の整理 [略]
工事関係書類一覧表の整理 [略]	(様式1-1)~(様式4) [略]
(様式1-1)~(様式4) [略]	

(様式5-1)	(様式5-1)
請求書(前払金)	請求書(前払金)
年 月 日	年 月 日
(支出官等) (官職氏名) 殿	(支出官等) (官職氏名) 殿
受注者 住 所 会社名等 氏 名 【登録番号】	受注者 住 所 会社名等 氏 名 [新設]
<u>¥</u>	<u>¥</u>
年 月 日契約締結した 工事請負代金の前払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第35条第1項の規定に基づき上記のとおり請求します。	年 月 日契約締結した 工事請負代金の前払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第35条第1項の規定に基づき上記のとおり請求します。
内訳	内訳
項目 金額 摘要 請負代金額 円 10%対象 ○○○円	項目 金額 請負代金額 円
	請負代金額に対する /10 の金額 今 回 請 求 金 額
振込先銀行名	振込先銀行名 " 口座名義 " 口座名。 " 口座名。 " 口座番号 (注) 1 保証証書を添付すること。 [新設]
場合、記載を省略することができる。 3 該当のある欄のみ記載し、不必要な事項は抹消して使用すること。	[新設]

改 正 後	改 正 前
(様式5-2)	(様式5-2)
請求書(前払金・国庫債務負担行為用)	請求書(前払金・国庫債務負担行為用)
年 月 日	年 月 日
(支出官等) (官職氏名) 殿	(支出官等) (官職氏名) 殿
受注者 住 所 会社名等 氏 名 【登録番号】	受注者 住 所 会社名等 氏 名 [新設]
	至 年 月 日契約締結した 工事の 年度 出来形予定部分に係る請負代金の前払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約 書第41条第1項の規定に基づき上記のとおり請求します。
内 訳 項 目 金 額 <u>m</u>	内 訳 項 目 金 額
Tag Ta	請 負 代 金 額 円
年度出 来 形 予 定 金 額 年度支 払 年 割 額 年度出来形予定金額に対す る /10 の金額	年度出 来 形 予 定 金 額 年度支 払 年 割 額 年度出来形予定金額に対す る /10 の金額
探込先銀行名	(注) 1 保証証書を添付すること。 (新設]

改正後	改正前
(様式6-1) ~ (様式16) [略]	(様式6-1) ~ (様式16) [略]
(様式17-1)	(様式17-1)
請求書(中間前払金)	請求書(中間前払金)
年 月 日	年 月 日
(支出官等) (官職氏名) 殿	(支出官等) (官職氏名) 殿
受注者 住 所 会社名等 氏 名 【 <mark>登録番号】</mark>	受注者 住 所 会社名等 氏 名 <mark>〔新設〕</mark>
年 月 日契約締結した 工事請負代金の中間 前払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第35条第4項の規定に基づ き上記のとおり請求します。 内 訳	年 月 日契約締結した 工事請負代金の中間 前払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第35条第4項の規定に基づ き上記のとおり請求します。 内 訳
項目 金額 摘要 請負代金額 円 10%対象 ○○○円 (内消費税額○○円)	項目 金額 請負代金額 円
前 払 金 受 領 済 額 請負代金額に対する2/10の金額 今 回 請 求 金 額	前 払 金 受 領 済 額 請負代金額に対する2/10の金額 今 回 請 求 金 額
振込先銀行名 川 口座名義川 口座名川 口座番号	振込先銀行名 川 口座名義川 口座名川 口座番号
(注) 1 保証証書を添付すること。	(注) 1 保証証書を添付すること。[新設]

改正後	改 正 前
(様式17-2)	(様式17-2)
請求書(中間前払金・国庫債務負担行為用)	請求書(中間前払金・国庫債務負担行為用)
年 月 日	年 月 日
(支出官等) (官職氏名) 殿	(支出官等) (官職氏名) 殿
受注者 住 所 会社名等 氏 名 【登録番号】	受注者 住 所 会社名等 氏 名 [新設]
<u>¥</u>	<u>¥</u>
年 月 日契約締結した 工事の 年度 出来形予定部分に係る請負代金の中間前払金額(下記内訳のとおり)を工事請 負契約書第35条第4項の規定に基づき上記のとおり請求します。 内 訳	年 月 日契約締結した 工事の 年度 出来形予定部分に係る請負代金の中間前払金額(下記内訳のとおり)を工事請 負契約書第35条第4項の規定に基づき上記のとおり請求します。 内 訳
項 目 金 額 <mark>摘 要</mark>	項
請 負 代 金 額 円 <u>10%対象 ○○○円</u> (内消費税額○○円)	請 負 代 金 額 円
年度出来形予定金額	年度出来形予定金額
年度支 払 年 割 額	年度支 払 年 割 額
年度出来形予定金額に対す	年度出来形予定金額に対す
る 2 / 10 の金額	る2/10の金額
今 回 請 求 金 額	今回請求金額
振込先銀行名	振込先銀行名
ル 口座名義	# 口座名義
<u> </u>	<u> </u>
ル 口座番号	ル 口座番号
(注) 1 保証証書を添付すること。	(注) 1 保証証書を添付すること。 [新設] [新設]

改正後	改 正 前
(様式18) ∼ (様式19) [略]	(様式18) ~ (様式19) [略]
(様式20)	(様式20)
請求書(指定部分支払)	請求書(指定部分支払)
(支出官等)	(支出官等)
(官職氏名) 殿	(官職氏名) 殿
受注者 住 所	受注者 住 所
会社名等 氏 名	会社名等 氏 名
【登録番号】	
<u> 1. 元為(田 () 1</u>	
<u>¥</u>	<u>¥</u>
年 月 日契約締結した 工事の指定部分に相応	年 月 日契約締結した 工事の指定部分に相応
する請負代金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第39条の規定に基づき	する請負代金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第39条の規定に基づき
上記のとおり請求します。 内 訳	上記のとおり請求します。 内 訳
項 目 割合 金 額 適 用	内 訳 項 割合 金額 適 用
請 負 代 金 額 % 円 10%対象 〇〇円	請 負 代 金 額 % 円
指定部分の請求金額相当額及び請負	指定部分の請求金額相当額及び請負
金額に対する割合	金額に対する割合
指 定 部 分 の 出 来 高 割 合 100	指 定 部 分 の 出 来 高 割 合 100
既に受領した前払金及び請負金額に対	既に受領した前払金及び請負金額に対
する割合 同上金額の指定部分割合の金額	する割合 同上金額の指定部分割合の金額
既に受領した部分払金額及び請負金額	既に受領した部分払金額及び請負金額
に対する割合	に対する割合
同上金額の指定部分相当金額	同上金額の指定部分相当金額
今回受領する指定部分金額	今回受領する指定部分金額
請負金額支払残額	請負金額支払残額
振込先銀行名	振込先銀行名
<u>" 口座名義</u>	<u>" 口座名義</u>
" 口座名 " 口座番号	<u>"口座名</u>
" 口 <i>烂</i> 笛万	<u>ル 口座番号</u>
(注) 1 上記の「受注者の登録番号」、「消費税の適用税率」及び「内消費税額」については一般会計の場合、記載	·····································
を省略することができる。	LWIBAL
2 該当のある欄のみ記載し、不必要な事項は抹消して使用すること。	·····································

改 正 後	改正前
(様式21) ~ (様式22) [略]	(様式21) ~ (様式22) [略]
(様式23-1)	(様式23-1)
請求書(第 回部分払金)	請求書(第 回部分払金)
(支出官等) (官職氏名) 殿 受注者 住 所 会社名等 氏 名 【登録番号】	(支出官等) (官職氏名) 殿 受注者 住 所会社名等 氏 名 「新設」
¥	Y 年 月 日契約締結した 工事請負代金の第回 部分払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約第38条第1項の規定に基づき上記のとおり請求します。 内 訳 項 目 割合金額 面用 請負代金額 円 — 前払金受額済額 円 — 前水金受額済額 円 — 出来形部分の割合、金額前回までの出来形部分の金額今回の出来形部分の金額今回の出来形部分の金額今回出来形部分の部分払金額今回請求金額 — 今回請求金額 — 今回請求金額 —
振込先銀行名	振込先銀行名

改	正後	改正前	
(式 2 3-2)		(様式23-2)	
請求書(第 回部分払金	金・国庫債務負担行為用)	請求書(第 回部分払金・国庫債務負担行為	急用)
	正 口冲风切火1二口"炒/11/		3/13/
	年 月	日	年 月
区出官等)		(支出官等)	
『職氏名) 殿		(官職氏名) 殿	
受注者 住	所	受注者 住 所	
会社		会社名等	
氏	名	氏 名	
【登録	<u>番号】</u>	[新設]	
¥		<u>¥</u>	
年月日契約締結し	, , , ,	年月日契約締結した 工事の 年度	Ę
	:額(下記内訳のとおり)を工事	出来形部分に係る請負代金の第回部分払金額(下記内訳のとおり)を工事	
請負契約書第42条第1項の規定に基づき上記	のとおり請求します。	請負契約書第42条第1項の規定に基づき上記のとおり請求します。	
内訳		内。	
項目割合	金額適用	項 目 割合 金 額 適 用	
請負代金額%		請 負 代 金 額 % 円	
	(内消費税額○○円)		
年度出来形予定金額	10.1112.0501.5	年度出来形予定金額	
年度支払年割額		年 度 支 払 年 割 額	
前 払 金 受 領 済 額		前 払 金 受 領 済 額	
部分払金受領済額		部 分 払 金 受 領 済 額	
年度出来形予定部分に対する		年度出来形予定部分に対する	
今回の出来形部分の割合、金額		今回の出来形部分の割合、金額	
前回までの出来形部分の金額		前回までの出来形部分の金額	
今回の出来形部分の金額		今回の出来形部分の金額	
出来形部分に対する 9/10 の金額		出来形部分に対する 9/10 の金額	
今回出来形部分の部分払金額		今回出来形部分の部分払金額	
今 回 請 求 金 額		今 回 請 求 金 額	
H=>1 #->2			
振込先針		振込先銀行名	
<u>" </u>		" 口座名義 " 口座名義 " 口座名義	
<u> ″ ну</u>	王田·7	" 日 <i>注</i> 笛 7	

(注) 1. 今回出来形部分払金額の算出は、下記により行い摘要欄に計算式を	(注) 1. 今回出来形部分払金額の算出は、下記により行い摘要欄に計算式を
(在) 1. 与回山米形部为私金額の鼻山は、下記により11 V 摘要欄に計算式を 記入するものとする。	(在) 1. 与四山米ル部刀仏並領の昇山は、下記により11V 摘安欄に計算式を 記入するものとする。
(a) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額	(a) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額
+ 当該会計年度の部分払金額) - 〔請負代金相当額- (前年度までの	+ 当該会計年度の部分払金額) - 〔請負代金相当額- (前年度までの
当該会計年度前払金額	当該会計年度前払金額
出来高予定額+出来高超過額)〕× 当該会計年度の出来高予定額 当該会計年度の出来高予定額	出来高予定額+出来高超過額)〕× <u>当該会計年度の出来高予定額</u> 当該会計年度の出来高予定額
コ級芸町干及の田木町丁之城	コ政芸町十及の山木町」た破
 (b)部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額	(b) 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額
- (請負代金相当額-前年度までの出来高予定額)	- (請負代金相当額ー前年度までの出来高予定額)
(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)	(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)
× 当該会計年度の出来高予定額	× 当該会計年度の出来高予定額
(c) 部分払金の額≦(前会計年度末における請負代金相当額-前会計年度	(c)部分払金の額≦(前会計年度末における請負代金相当額−前会計年度
までの出来高予定額)×9/10	までの出来高予定額)×9/10
* (b) は中間前払金を選択した場合、(c) は出来高超過額に対する部分払	* (b) は中間前払金を選択した場合、(c) は出来高超過額に対する部分払
2 上記の「受注者の登録番号」、「消費税の適用税率」及び「内消費税額」については一般会計の場合、記載	[新設]
を省略することができる。	
3 該当のある欄のみ記載し、不必要な事項は <mark>抹</mark> 消して使用すること。	<u>2</u> 該当のある欄のみ記載し、不必要な事項は <u>まっ</u> 消して使用すること。
(様式24) ∼ (様式38) [略]	(様式24) ~ (様式38) [略]

改正後	
(様式39)	(様式39)
請求書(完成払金)	請求書(完成払金)
年 月 日	年 月 日
(支出官等) (官職氏名) 殿	(支出官等) (官職氏名) 殿
受注者 住 所 会社名等 氏 名 【 <mark>登録番号】</mark>	受注者 住 所 会社名等 氏 名 <mark>新設</mark>]
<u>¥</u>	¥
年 月 日契約締結した 工事請負代金の 完成払金額 (下記内訳のとおり) を工事請負契約書第 3 3 条第 1 項の規定に基づき上記のとおり請求します。	年 月 日契約締結した 工事請負代金の 完成払金額(下記内訳のとおり)を工事請負契約書第33条第1項の規定に基づき上記のとおり請求します。 内 訳 項 目 金 額 摘 要請負代金額 円 「加払金受領済額中間前払金受領済額」の対払金受領済額のおよる受領済額の対し、金のでは、 一 「加払金受領済額」の対し金受領済額の対し、 市 分払金受領済額の付金 日 「
版込元銀行名	振込元銀17名
(注) 1 上記の「受注者の登録番号」、「消費税の適用税率」及び「内消費税額」については一般会計の場合、記載 を省略することができる。 2 該当のある欄のみ記載し、不必要な事項は抹消して使用すること。	(注) [新設] <u>1</u> 該当のある欄のみ記載し、不必要な事項は抹消して使用すること。
(様式40) ~ (様式41) [略]	(様式40) ~ (様式41) [略]

改正後	改正前
(様式42)	(様式42)
 工事の施工効率向上対策打合せ記録簿 工事名 ○○○○事業 △△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△ ●●農政局○○○事業所 △△△△△□□ (株) 発注者最終確認日 受注者最終確認日 	 工事の施工効率向上対策打合せ記録簿 工事名 ○○○○事業 △△△△△△△△△△△△△△△△△△□車 ●●農政局○○○事業所 △△△△□車 (株) 発注者最終確認日 受注者最終確認日
年 月 日 確認済 年 月 日 確認済 年 月 日 確認済 □ 工事円滑化会議 (□施工条件確認 □工程確認) □その他 ()	年 月 日 確認済 年 月 日 確認済 年 月 日 確認済 □ 工事円滑化会議(○回目)(□工事着手時 □新工種発生時 □その他())
会議名 □設計変更確認会議(第()回契約変更)(○回目) □対策検討会議 日時年月日()○:○○~○:○○ 場所	会議名 □設計変更確認会議(第() 回契約変更)(○回目) □対策検討会議 日時年月日() ○:○○~○:○○ 場所
出席者名	出席者名
発注者 受注者	発注者 受注者 受注者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
打 合 せ 項 目 【A】 □施工条件 □工事工程 (□関係機関との協議状況、□用地処理状況、□地下埋設物の有無、□地質状況、□設計の考え方) □工事工程 (□発注者工程(クリティカルバス等)) 【B】 □施工計画 (□受発注者の仮設計画の確認、□技術提案内容の履行計画) □工事工程 (□受注者が現場実態に即して作成した工事工程の確認) □工事書類 (□結取財確認・付拠はした工事工程の確認) □規定事項の確認 (□離取財確認・材料検査・不定期の現場確認) □その他 (□再設計の有無、□設計変更の可否、□工事中止の有無、□積算参考資料の確認) 【C】 □設計変更内容 (□設計変更対象項目、□対象数量等) □工事工程 □技術提案 (□履行確認、□不履行の場合の手続の確認) 打 合 せ 結 果	設計コンサルタント (△△△△設計 (株)) 打 合 せ 項 目
備考 1 建設コンサルタントが出席する場合には、適宜確認日を設ける。 2 打合せ項目については、以下の【A】、【B】、【C】の区分とする。 【A】工事円滑化会議(施工条件確認会議) 【B】工事円滑化会議(工程確認会議) 【C】設計変更確認会議 ただし、打合せ項目については受発注者間の協議により定めるものとする。 1 打合せ結果は、箇条書き等工夫して要点を簡潔に記入する。	備考 建設コンサルタントが出席する場合には、適宜確認日を設ける。 <u>打合せ項目は、工事円滑化会議の場合は【A】、設計変更確認会議の場合は【B】を記入する。</u> 打合せ結果は、箇条書き等工夫して要点を簡潔に記入する。

314.3		指示 承諾 協議 提出		報告		指示		承諾協調					報告						
-節-	 内容	章-節-	内容	章-節-	内容	章-節-	内容	章-節-条	内容	章-節-	内容	章-節-	内容	章-節-	内容	章-節-	内容	章-節-条	内容
:		条		条		条				条		条		条		条			
 1編 ま :則	共通編									第1編 総則	<u></u> 共通編					<u> </u>			
略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1-1-23	・特定建設資材の分 別解体等及び再資 源化	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1-1-23	・特定建設資材の別解体等及び再 別解体等及び再 源化
								1-1-25	・管理基準値及び規 格値から外れた場 合、施工方法の改善 策									1-1-25	・管理基準値及び 格値から外れた 合、施工方法の改 策
								1-1-32	・履行報告									1-1-32	•履行報告
								1-1-34	・地下埋設物等を発見した場合									1-1-34	・地下埋設物等を見した場合
								1-1-39	- 環境への影響が予									1-1-39	□ 兄した場合□ ・環境への影響が
									知され又は発生した場合										知され又は発生た場合
								1-1-40	・文化財を発見した場合									1-1-40	・文化財を発見し 場合
								1-1-43	・官公庁との交渉等 の内容									1-1-43	・官公庁との交渉 の内容
								1-1-47	・創意工夫等に関する資料									1-1-47	・創意工夫等に関 る資料
								1-1-49	・業務の遂行により発明又は考案したとき									1-1-49	・業務の遂行によ 発明又は考案し とき
								1-1-51	・臨機の措置を講じ た場合の内容									1-1-51	・臨機の措置を講した場合の内容
								<u>1-1-52</u>	<u>・週休二日の実施内</u> 容									(新設)	(新設)
料・施コ	C共通事	項 [略	[- L	1				材料・施	工共通事	項[略	;]	l					1
2編] 堪整備]		進工事	[略]							第2編 ほ場整備		語 生進工事	[略]						

改 正 後 建設副産物適正処理推進要綱の改正について			改 正 前 建設副産物適正処理推進要綱の改正について		
各地方農政局長 殿		平成14年6月18日	各地方農政局長 殿		大臣官房地方課:
本文 [略]	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	大臣官房地方課長	本文 [略]	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	人足目房地力踩:
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					1 4 地第 3 7 6
l martin and later and later		1 4 地第 3 7 6 号 平成 14 年 6 月 13 日	十五 岁 豆地十钿 巨		平成14年6月13
大臣官房地方課長 殿	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	大臣官房経理課長	大臣官房地方課長 殿	建設副産物 <mark>的</mark> 適正処理推進要綱の改正について	大臣官房経理課
本文 [略]	建成 削 生 初 適 止 交 理 1 年 医 女 桐 い 以 止 (こ・) い・(本文 [略]		
		平成 14 年 5 月 30 日			平成 14 年 5 月 30
		国官総第 112号 国総事第 21号			国官総第 112 国総事第 21
農林水産事務次官 殿		国総建第 137号	農林水産事務次官 殿		国総建第 137-
本文 「略]	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	国土交通事務次官	本文 [略]	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	国土交通事務次官
建設工事の発注におけ	^ト る再生資源の利用の促進について [略]	建設工事の発注にお	iける再生資源の利用の促進について [略]
建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について [略]			建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について [略]		
土地改良事業における工事の安全対策について [略]			土地改良事業における工事の安全対策について [略]		